

ボートレース下関
レジャー・スポーツゾーン整備事業
設計・建設一括契約書
(案)

令和7年（2025年）8月21日
下関市ボートレース企業局

ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業
設計・建設一括契約書

- | | | | | |
|---|---------|--|---|------------------------|
| 1 | 事業名 | ボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業 | | |
| 2 | 工事場所 | 山口県下関市長府扇町 4 | | |
| 3 | 対象工事 | 要求水準書に定める解体業務及び建設業務に基づき実施する工事
(解体業務の設計を含む。) | | |
| 4 | 工期 | この契約の締結日から令和 11 年 1 月 31 日まで

設計期間 : この契約締結日から令和●年●月●日まで
解体・建設期間: 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
工事監理期間 : 令和●年●月●日から令和 11 年 1 月 31 日まで | | |
| 5 | 契約金額 | 金 | 円 | |
| | | (うち消費税及び地方消費税の額 | | 金 円) |
| | 契約金額の内訳 | 設 | 計 | 費 円 |
| | | 解体・建設費 | | 円 |
| | | 工事監理費 | | 円 |
| 6 | 契約保証金 | 金 | 円 | |
| | | (うち消費税及び地方消費税の額 | | 金 円) |

本事業に関して、発注者（以下に「発注者」として記名押印する者をいう。以下同じ。）と受注者（以下に「受注者」として記名押印する者をいう。以下同じ。）は、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和__年__月__日付けボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業基本契約（以下「基本契約」という。）第5条第1項第2号の定めるところに従い、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付条項によって、このボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業設計・建設一括契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

設計・建設一括契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される発注者と_____との間の管理運営委託契約（基本契約において定義する管理運営委託契約をいう。）及び発注者と_____との間の統括管理委託契約（基本契約において定義する統括管理委託契約をいう。）により不可分一体として事業契約（基本契約において定義する事業契約をいう。）を構成することを確認する。

この契約締結の証として本書●通を作成し、発注者及び受注者双方記名押印の上で、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 下関市長府松小田東町 1 番 1 号
下関市
下関市ボートレース事業管理者 田中 康弘

受注者 ●● 共同企業体
(設計・建設代表企業)
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員)
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員)
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員)
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者

(構成員)
住所 (所在地)
商号又は名称
代表者

目 次

第1章 総則	1
第1条（総則）	1
第2条（関連工事の調整）	2
第3条（全体工程表）	2
第3条の2（工事工程表）	2
第3条の3（設計工程表）	2
第4条（契約の保証）	3
第5条（権利義務の譲渡等）	3
第6条（工事の一括委任又は一括下請負の禁止）	4
第6条の2（設計の一括委任又は一括下請負の禁止）	4
第7条（工事の下請負人の通知）	4
第7条の2（工事の下請負人の健康保険等加入義務）	4
第7条の3（設計の再委託等の通知）	5
第8条（特許権等の使用）	5
第8条の2（著作権の譲渡等）	5
第8条の3（意匠の実施の承諾等）	6
第9条（監督職員）	6
第10条（解体・建設業務における現場代理人及び主任技術者等）	7
第10条の2（設計業務における管理技術者及び照査技術者）	7
第10条の3（工事監理者）	8
第11条（地元関係者との交渉等）	8
第12条（土地への立入り）	8
第13条（管理技術者等に関する措置請求）	8
第14条（履行報告）	9
第14条の2（各業務における自己評価）	10
第15条（工事関係者に関する措置請求）	10
第2章 設計及び工事の実施	10
第16条（工事材料の品質及び検査等）	10
第17条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）	11
第18条（支給材料及び貸与品）	11
第19条（工事用地の確保等）	12
第20条（設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）	13
第21条（条件変更等）	13
第22条（設計図書の変更）	14
第23条（業務に係る受注者の提案）	14
第24条（工事の中止）	14
第3章 設計施工期間及び契約金額の変更	15
第25条（著しく短い工期の禁止）	15
第26条（受注者の請求による工期の延長）	15
第27条（発注者の請求による工期の短縮等）	15
第28条（工期の変更方法）	16
第29条（契約金額の変更方法等）	16
第30条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）	16
第4章 災害等の発生及び第三者の損害等	17

第31条（臨機の措置）	17
第32条（一般的損害）	17
第33条（第三者に及ぼした損害）	17
第34条（不可抗力による損害）	18
第35条（契約金額の変更に代える要求水準書若しくは設計図書の変更）	20
第36条（完成の通知、検査及び引渡し）	20
第37条（契約金の支払）	21
第38条（部分使用）	21
第39条（解体・建設費の前金払及び中間前金払）	21
第39条の2（設計費又は工事監理費の前金払）	22
第40条（前払金保証契約の変更）	23
第41条（前払金の使用等）	24
第42条（部分引渡し）	24
第43条（前払金等の不払に対する工事中止）	25
第6章 契約不適合責任、契約の解除及び違約金等	25
第44条（契約不適合責任）	25
第45条（発注者の任意解除権）	26
第46条（発注者の催告による解除権）	26
第47条（発注者の催告によらない解除権）	26
第48条（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	28
第49条（受注者の催告による解除権）	28
第50条（受注者の催告によらない解除権）	28
第51条（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）	28
第51条の2（事業契約の終了）	28
第52条（解除に伴う措置）	29
第52条の2（相殺）	30
第53条（発注者の損害賠償請求等）	30
第54条（受注者の損害賠償請求等）	31
第55条（契約不適合責任期間等）	31
第7章 雑則	32
第56条（火災保険等）	32
第57条（あっせん又は調停）	33
第58条（仲裁）	33
第59条（契約の費用）	33
第60条（情報通信の技術を利用する方法）	33
第61条（契約外の事項）	33
第62条（個人情報の保護）	33
第63条（下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項）	34
別紙1 定義集	35
別紙2 解体・建設費の額の変更方法	36
別紙3 設計・建設事業者が付保する保険	37
別紙4 個人情報取扱特記事項	38
別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項	39

第1章 総則

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書並びに要求水準書等、提案書等及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、要求水準書等及び提案書等に示された各工事の施工のための設計を行った上で、当該設計に基づいて工事を工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すほか、要求水準書等及び提案書等に定める所定の期日までに設計図書、完成図書その他の受注者から引き渡されることが要求水準書等に定められた成果物を引き渡し、この契約の履行を完了するものとし、発注者は、その対価として契約金額を支払うものとする。
 - 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、指示、質問、回答、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等及び提案書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、山口地方裁判所を合意による第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
 - 13 この契約書、要求水準書等及び提案書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、要求水準書等及び提案書等の順に、その解釈が優先するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に規定する優先関係とする。
 - (1) 提案書等が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合
提案書等が要求水準書等に優先するものとする。

- (2) 発注者の承諾が得られた設計図書と、この契約書、要求水準書等又は提案書等の間に矛盾又は齟齬がある場合 当該設計図書が優先するものとする。
- (3) 発注者の承諾が得られた設計図書、この契約書、要求水準書等又は提案書等の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合 作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。
- 14 この契約書において用いられる用語は、本文中において特に明示されているものを除き、別紙1「定義集」、基本契約及び要求水準書において定められた意味を有するものとする。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 受注者は、管理・運営事業者が管理運営委託契約の定めるところに従って工事目的物その他の施設で適正な業務（以下この項において「運営及び維持管理業務等」という。）を実施しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものとし、受注者の施工する工事と運営及び維持管理業務等がその施工又は実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、統括管理委託契約に定める統括管理責任者の統括のもと、受注者及び管理・運営事業者の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、運営及び維持管理業務等の実施を継続し、発注者及び本施設の利用者に損害を被らせないものとする。この場合においては、受注者は、統括管理責任者又は発注者の調整に従い、発注者による本施設全体の運営及び維持管理業務の適正な実施に協力しなければならない。

(全体工程表)

- 第3条** 受注者は、この契約の締結の日から5日以内に要求水準書等及び提案書等に基づいて、頭書に規定する対象工事に係る全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この契約を変更する契約を締結した場合についても同様とする。

(工事工程表)

- 第3条の2** 受注者は、発注者による設計図書の承諾の日から7日以内に、設計図書及び要求水準書等の定めるところに従い、設計図書及び要求水準書等が定める様式及び内容の工事工程表その他の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により提出した工事工程表を変更したときは、その都度変更後の工事工程表を発注者に提出しなければならない。ただし、工事工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(設計工程表)

第3条の3 受注者は、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手するものとし、この契約の定めるところに従い、要求水準書等及び提案書等に基づき、対象工事の設計（内訳書の作成を含む。以下同じ。）を行うものとする。

2 受注者は、設計業務に着手するに当たり、要求水準書等及び提案書等が定める様式及び内容の設計工程表その他の書類を作成し、発注者に提出して承諾を得るものとする。

（契約の保証）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（1）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（2）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

（3）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（4）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第2号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

7 前各項の規定は、発注者が受注者に対しこの契約の保証を必要としない旨の意思を表示したときは、適用しないものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第16条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 受注者が前払金の使用等によってもなお対象工事の設計・施工その他この契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の事情のない限り、受注者の契約金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、契約金債権の譲渡により得た資金を対象工事の設計・施工その他この契約の履行以外に使用してはならない。この場合において、受注者は、当該資金の使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（工事の一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、提案書等で明示された者以外の者に対象工事に関する業務を委任し、又は請け負わせる場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、受注者は、対象工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、いずれも一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（設計の一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条の2 受注者は、第7条の3に定めるほか、提案書等に基づかないで設計業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（工事の下請負人の通知）

第7条 受注者は、対象工事に関する業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を、書面により発注者に通知しなければならない。

（工事の下請負人の健康保険等加入義務）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行したことを確認できる書類を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（設計の再委託等の通知）

第7条の3 受注者は、設計業務を提案書等に基づかないで第三者に委託しようとするときは、事前にその第三者の商号、住所その他発注者が求める事項を記載した書面を発注者に提出し、かつ、発注者から承諾の通知を得るものとする。

（特許権等の使用）

- 第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
- 2 発注者は、工事目的物の運営、維持管理その他の利用等（本事業の終了後に行うこれらの行為を含む。）に必要な範囲で、それに必要な特許権等について無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）をする権利を有するものとし、その権利は、当該必要な範囲で、この契約の終了後も存続するものとする。
 - 3 受注者は、前項の規定による発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、当該事由について予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせないようにし、又は発注者が被った損失、損害、費用等の一切を補償する。

（著作権の譲渡等）

第8条の2 受注者は、成果物（第42条第1項に規定する指定部分に係る成果物を含む。以下この条及び次条において同じ。）及び工事目的物（以下「成果物等」という。）が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物等が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物等の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物等が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受注者は、成果物等が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物等が著作物に該当しない場合には、当該成果物等の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受注者は、成果物等が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物等を使用し、若しくは複製し、又は第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物等の内容を公表することができる。
- 6 発注者は、受注者が成果物等の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（意匠の実施の承諾等）

- 第8条の3** 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（監督職員）

- 第9条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等及び提案書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - （1）この契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者、工事監理者及び現場代理人に対する指示
 - （2）この契約の履行についての受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - （3）この契約の履行についての受注者又は受注者の管理技術者、工事監理者及び現場代理人との協議
 - （4）業務の進捗の確認、要求水準書等及び提案書等の記載内容と履行内容との照合その他の契約の履行状況の調査

- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（解体・建設業務における現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、要求水準書等及び提案書等に定めるところにより、次に掲げる者を定めたときには、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条第2項の工事の場合にあっては監理技術者と、同条第3項の工事の場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者（同条第4項に該当する場合にあっては、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）とする。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場（対象工事を施工する場所をいう。以下同じ。）に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約金額の変更、工期の変更、契約金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第4項の措置及び通知、同条第5項の請求、同条第6項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく解体業務及び建設業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場に常駐することを要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（設計業務における管理技術者及び照査技術者）

第10条 の2 受注者は、要求水準書等及び提案書等に定めるところにより、次に掲げる者を定めたときには、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 設計業務の技術上の管理及び統括を行う管理技術者
 - (2) 設計業務の成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務に係る

契約金額の変更、設計業務に係る契約金の請求及び受領、第 15 条第 1 項の請求の受理、同条第 4 項の措置及び通知、同条第 5 項の請求、同条第 6 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務に係る受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 照査技術者は、第 1 項第 1 号に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(工事監理者)

第 10 条 の 3 受注者は、要求水準書等及び提案書等に定めるところにより、工事監理業務の技術上の管理及び統括を行う工事監理者を定めたときには、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。工事監理者を変更したときも同様とする。

(地元関係者との交渉等)

- 第 11 条** 対象工事に関する業務に係る地元関係者との交渉等は、発注者に確認の上、受注者が自らの費用負担によって行うものとする。
- 2 前項の地元関係者との交渉等に当たっては、受注者との協議の上、発注者は必要な協力を行う。

(土地への立入り)

- 第 12 条** 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者に確認の上、受注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の規定による立入りに当たっては、受注者との協議の上、発注者は必要な協力を行う。
 - 3 発注者及び受注者は、第三者が所有する土地に立ち入ろうとする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、当該土地の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管理技術者等に関する措置請求)

- 第 13 条** 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第 6 条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、設計業務に関して、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について適当な措置を

執り、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第 14 条 受注者は、要求水準書及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(各業務における自己評価)

第14条 の2 受注者は、要求水準書等に定めるところに従い、設計業務、解体業務、建設業務及び工事監理業務における自己評価を実施し、別に定める書類を、別に定める期限までに又は統括管理責任者（統括管理委託契約第11条に定める「統括管理責任者」をいう。以下同じ。）若しくは発注者の請求に従って随時、統括管理責任者の確認を経て、発注者に提出するものとする。

2 前項の統括管理責任者による自己評価の確認により、統括管理責任者が、受注者の実施する業務が要求水準を満たさず、又は提案書等に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断し、業務改善を求めた場合は、受注者は、自らの負担により当該業務改善のための必要な措置を講じるものとする。

(工事関係者に関する措置請求)

第15条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、主任技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

3 発注者は、管理技術者若しくは工事監理者又は受注者の使用人若しくは第6条の規定により受注者から設計業務を委任され、若しくは請負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

5 受注者は、解体業務及び建設業務に関して、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第2章 設計及び工事の実施

(工事材料の品質及び検査等)

第16条 工事材料の品質については、要求水準書等、提案書等又は設計図書に定めるところによる。ただし、要求水準書等、提案書等又は設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、要求水準書等、提案書等又は設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果に合格しなかった工事材料については、当該不合格の決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第17条 受注者は、要求水準書等、提案書等又は設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、要求水準書等、提案書等又は設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第18条 発注者が受注者に支給する工事材料、図面その他業務に必要な物品等（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品」

という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等、提案書等又は設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品 を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が要求水準書等、提案書等又は設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品がその品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能についてこの契約の内容に適合せず、使用に適当でないと認めたとき（第2項の検査により当該支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能がこの契約の内容に適合せず、使用に適さないことを発見することが困難であったときに限る。）は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書等又は設計図書に定めるところにより、工事目的物又は成果物の完成、要求水準書等の変更又は設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書等及び設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第19条** 発注者は、工事用地その他要求水準書等において定められた対象工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が対象工事の施工上必要とする日（要求水準書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 対象工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請

負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第20条** 受注者は、工事の施工部分が要求水準書等、提案書等又は設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第16条第2項又は第17条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、対象工事の施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が要求水準書等、提案書等又は設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に当該施工部分を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第21条** 受注者は、対象工事の設計・施工を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 要求水準書、質問回答書、入札説明書等における内容が一致しないなど、相互矛盾があったこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 要求水準書等、提案書等又は設計図書に誤謬、又は脱漏があること。
 - (3) 要求水準書等、提案書等又は設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等の要求水準書等、提案書等又は設計

図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- (5) 要求水準書等、提案書等又は設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書等、提案書等又は設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき（工事目的物の変更を伴うこととなるときを除く。）は、受注者と協議してこれを行わなければならない。
- 5 前項の規定により要求水準書等、提案書等又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第22条** 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容及び理由を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 前項の規定により設計図書を変更する場合については、第3条の2第2項の規定を準用する。

(業務に係る受注者の提案)

- 第23条** 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により設計図書等の変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期又は契約金額を変更しなければならない。

(工事の中止)

- 第24条** 工事用地の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつ

て受注者の責めに帰すことができないものにより成果物、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下「工事目的物等」という。）に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者による対象工事の設計・施工その他この契約が履行できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、対象工事の設計・施工その他この契約の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、対象工事の設計・施工その他この契約の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により対象工事の設計・施工その他この契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の設計・施工その他この契約の履行に備え工事現場の維持その他この契約の履行の体制の維持をし、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の設計・施工その他この契約の履行の全部又は一部の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第3章 設計施工期間及び契約金額の変更

（著しく短い工期の禁止）

第25条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、対象工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により対象工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第26条 受注者は、天候の不良、第2条第1項の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に対象工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、契約金額について必要と認められる変更を行わなければならない、かつ、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第27条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第28条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第26条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第29条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第30条 発注者又は受注者は、事業者が選定過程において提案書等を提出した時点と工事着工時点を比較して日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に対する契約金相当額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、別紙2「解体・建設費の額の変更方法」に規定する方法によって定め、発注者が受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「事業者が選考過程において提案書等を提出した時点」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく契約金額の変更について基準とした日」とし、「工事着工時点」とあるのは「同日から12月を経過した日」として、同項の規定を適用する。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、

前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第4章 災害等の発生及び第三者の損害等

(臨機の措置)

- 第31条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、緊急やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ発注者又は監督職員の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を発注者又は監督職員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 発注者又は監督職員は、災害防止その他工事の設計・施工その他この契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第32条** 成果物又は工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の設計・施工その他この契約の履行に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第34第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第33条** 対象工事の設計・施工その他この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事の設計・施工その他この契約の履行に伴い通常避けることが

できない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち対象工事の設計・施工その他この契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他対象工事の設計・施工その他この契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第34条 成果物又は工事目的物の引渡し前に、天災等（要求水準書等、提案書等又は設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めに帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物等に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（第16条第2項、第17条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の対象工事に関する記録等により確認することができる工事目的物等に係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この項及び第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 第1項の損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 成果物に関する損害 契約金額のうち損害を受けた成果物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事目的物に関する損害 契約金額のうち損害を受けた工事目的物に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事材料に関する損害 契約金額のうち損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額（以下この号において「償却費に係る損害額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える要求水準書若しくは設計図書の変更)

- 第35条** 第21条から第24条まで、第26条、第27条、第30条から第32条まで、前条又は第38条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書等を変更し又は提案書等及び設計図書を変更することができる。この場合において、これらの変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第5章 引渡し及び契約金の支払

(完成の通知、検査及び引渡し)

- 第36条** 受注者は、設計又は対象工事（工事監理を含む。以下この条、次条において同じ。）を完成したときは、要求水準書等及び提案書等の定めるところにより、検査その他要求水準書等及び提案書等が定める手続を履践の上、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合において、当該通知に当たり、受注者は、要求水準書等及び設計図書に定めるところに従い、要求水準書等及び設計図書が定める様式及び内容の成果物、要求水準書等及び設計図書に定める方法で、発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等及び提案書等、設計図書に定めるところにより、設計又は対象工事の完成を確認するための検査（以下「完成検査」という。）を完了し、当該完成検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験し、又は受注者に工事目的物を最小限度において破壊、分解若しくは試験させて、検査することができる。
- 3 前項の場合において、完成検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、完成検査によって設計又は対象工事の完成を確認した後、受注者が設計図書又は工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計図書又は工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、設計図書又は当該工事目的物の引渡しを契約金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、設計又は対象工事が完成検査に合格しないときは、直ちに修正、改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修正、改造又は修補の完了を設計又は対象工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

- 7 受注者は、解体業務に係る設計（以下この項及び次条第1項において「解体設計」という。）については、解体設計の完了時における完成検査は実施せず、解体工事の完了時に完成検査を行うものとする。

（契約金の支払）

- 第37条** 受注者は、設計又は対象工事が完成検査（前条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）に合格したときは、頭書に定める設計費、解体・建設費（解体設計に係る費用を含む。以下同じ。）又は工事監理費それぞれについて、契約金支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な契約金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に契約金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下この項において「遅延日数」という。）を、前項の期間（以下この項において「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

- 第38条** 発注者は、第36条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（解体・建設費の前金払及び中間前金払）

- 第39条** 受注者は、対象工事について、保証事業会社と工期の満了の日（以下「完成期日」という。）を保証期限とする前払金保証契約（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約をいう。以下同じ。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、この契約の頭書に定める解体・建設費の10分の4を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、解体・建設費が100万円未満である場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加の前払金に関して、完成期日を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、解体・建設費の10分の2を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 4 受注者は、第1項及び前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 5 受注者は、第3項の規定による前払金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求しようとするときは、あらかじめ次の各号のいずれにも該当するかどうかについて、発注者に対し、認定の請求をしなければならない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた前号の作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 6 発注者は、前項の規定により受注者から認定の請求を受けたときは、遅滞なく審査し、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、解体・建設費が著しく増額された場合においては、その増額後の解体・建設費の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金の額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金の額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第41条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 9 解体・建設費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の解体・建設費の2分の1（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、解体・建設費が減額された日から30日以内に、当該前払金の額から当該解体・建設費の2分の1（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）に相当する額を差し引いて得た額（以下この条において「超過額」という。）を返還しなければならない。
- 10 前項の超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。ただし、解体・建設費が減額された日から30日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 11 受注者は、前2項の期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

（設計費又は工事監理費の前金払）

- 第39条 の2** 受注者は、対象工事の設計又は工事監理について、保証事業会社と工期の満了の日（以下「完了期日」という。）を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、この契約の頭書に定める設計費又は工事監理費（以下「設計費等」という。）の10分の3を超えない額の前払金の支払を

発注者に請求することができる。ただし、設計費等が 100 万円未満である場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な前払金支払請求書を受領したときは、その日から起算して 15 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、設計費等が著しく増額された場合においては、その増額後の設計費等の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、設計費等が著しく減額された場合において、受領済みの前払金の額が減額後の設計費等の 10 分の 5 を超えるときは、設計費等が減額された日から 30 日以内に、当該前払金の額から設計費等の 10 分の 5 に相当する額を差し引いて得た額（以下この条において「超過額」という。）を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき金額を定める。ただし、設計費等が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する期間内で前払金の超過額を返還する前に設計費等が増額された場合においては、受注者は、当該増額後の設計費等が減額前の設計費等以上の額であるときはその超過額を返還しないものとし、当該増額後の設計費等が減額前の設計費等未満の額であるときは受領済みの前払金の額からその増額後の設計費等の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が第 4 項又は第 5 項に規定する期間内に超過額の全部又は一部を返還しなかったとき（前項の規定により返還しなかった場合を除く。）は、当該期日を経過した日から返還をする日までの期間に応じ、返還しなかった金額に当該期日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金保証契約の変更）

第 40 条 受注者は、第 39 条第 7 項又は前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、前払金保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか契約金額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による変更後の保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり、その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第41条** 受注者は、前払金を対象工事の設計費、工事監理費、材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（対象工事の設計・施工その他この契約の履行において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、令和●年3月31日までに払出しが行われる前払金（中間前払金を除く。）については、当該前払金の額に100分の25を乗じて得た額を限度として、対象工事の現場管理費及び一般管理費等のうち対象工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。
- 2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払を受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき前払金の額に当該前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分引渡し)

- 第42条** 第36条及び第37条の規定は、成果物又は工事目的物について、発注者が要求水準書等において設計又は対象工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）に係る設計又は工事が完成した場合について準用する。この場合において、第36条第1項中「設計又は対象工事」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事」と、同条第2項中「設計又は対象工事の完成」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事の完成」と、「完成検査」とあるのは「出来形検査」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第3項中「完成検査」とあるのは「出来形検査」と、同条第4項中「完成検査によって設計又は対象工事の完成」とあるのは「出来形検査によって指定部分に係る設計又は工事の完成」と、「設計図書又は工事目的物」とあるのは「指定部分に係る設計図書又は工事目的物」と、同条第5項中「工事目的物の引渡しを対象工事の契約金」とあるのは「指定部分に係る工事目的物の引渡しを指定部分に係る工事の部分引渡しに係る契約金」と、同条第6項中「設計又は対象工事が完成検査」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事が出来形検査」と、「設計又は対象工事の完成」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事の完成」と、第37条第1項中「設計又は対象工事が完成検査」とあるのは「指定部分に係る設計又は工事が出来形検査」と、「契約金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る契約金支払請求書」と、同条第2項中「契約金支払請求書」とあるのは「部分引渡しに係る契約金支払請求書」と、「契約金を」とあるのは「部分引渡しに係る契約金を」と、同条第3項中「完成検査」とあるのは「出来形検査」と読み替えるものとする。
- 2 前項の規定において準用する第37条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る契約金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する契約金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第37条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る契約金の額＝指定部分に対する契約金相当額×
(1－(前払金額＋中間前払金額)／契約金額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

- 第43条** 受注者は、発注者が第39条若しくは第39条の2の規定又は前条において準用される第37条の規定に基づく支払を遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めて当該支払を請求したにもかかわらず、発注者がその支払をしないときは、設計業務の全部若しくは一部の遂行又は対象工事の全部若しくは一部の施工のいずれかを一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が対象工事の設計・施工その他この契約の履行の中止をした場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が設計業務及び対象工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務の遂行若しくは工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第6章 契約不適合責任、契約の解除及び違約金等

(契約不適合責任)

- 第44条** 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと（設計図書に記載された施設、設備等の性能及び機能、耐用等において未達若しくは要求水準又は提案書等に基づく提案事項の未達がある場合を含め、工事目的物については受注者の設計業務に起因するものであるか又は工事の施工に起因するものであるかを問わない。以下「契約不適合」という。）を発見したときは、受注者に対し、当該設計図書又は工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、その履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 設計図書又は工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、この契約の締結後遅滞なく設計に着手しないとき、又は対象工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に対象工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者のうち、要求水準書等又は提案書等に基づき設置すべき者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して契約金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を対象工事の設計・施工その他この契約の履行以外に使用したとき。
- (3) 工事目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者が工事目的物の完成の債務の履行（成果物の引渡しその他工事の設計を含む。）を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (7) 成果物、工事目的物その他この契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合（提案書等に定める設計図書の納期を徒過したことより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む。）において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約金債権を譲渡したとき。
- (10) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(12) この契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

イ 独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

ウ ア又はイの抗告訴訟を取り下げたとき。

エ ア又はイの抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却す

る判決が確定したとき。

オ 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第21条第4項又は第22条の規定により要求水準書等、提案書等又は設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第24条の規定による工事の設計・施工その他この契約の履行の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の設計又は施工の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(事業契約の終了)

第51条 の2 次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日をもってこの契約は終了する。ただし、この項の規定によるこの契約の終了後も、発注者又は受注者の相手方に対する損害賠償請求その他既発生 of 責任(既発生の原因に基づく潜在的な責任を含む。)に基づく請求(この契約の既履行部分に関して将来行う請求(契約不適合責任に係る履行の追完請求等を含むが、これに限られない。)を含む。)は、妨げられない。

- (1) 管理運営委託契約が締結に至らなかった場合
- (2) 締結している基本契約又は管理運営委託契約のいずれかが解除された場合

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分

(成果物を含む。本条において同じ。)を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金を受注者に支払わなければならない。この場合の検査において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度において破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第39条又は第39条の2の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額を同項前段の工事の出来形部分に対する契約金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金及び中間前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、この契約の解除が第46条、第47条又は第53条第3項の規定によるときにあっては、前払金又は中間前払金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に当該前払金又は中間前払金の支払を受けた日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、当該解除が第45条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は工事の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第47条又は第53条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第49条又は第50条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の

意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第52条 の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約金請求権その他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 設計図書又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき（第7項の規定に該当する場合を除く。）。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合において、発注者は、契約金額から出来形部分に相当する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基

づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を違約金として請求することができるものとする。

6 第2項の場合(第47条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

7 発注者は、受注者がこの契約に関して第47条第12号アからオまでのいずれかに該当するときは、賠償金として契約金額の10分の2に相当する金額を指定する期間内に支払うよう、受注者に請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第47条第12号アからエまでに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

8 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の契約金額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

9 前2項の規定は、第36条第4項から第6項までの規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

10 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して第7項の責任を負うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第37条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による契約金の支払が遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から受領する日までの期間の日数に応じ、当該契約金の全部又は一部の額に同項に規定する期間が満了する日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条 発注者は、引き渡された設計図書又は工事目的物に関し、第36条第4項又は第5項(第42条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から、2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行

の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際に、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者に対して契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が当該通知をした日から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、設計図書又は工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された設計図書又は工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7章 雑則

（火災保険等）

第56条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を要求水準書等及び提案書等並びに別紙3「設計・建設事業者が付保する保険」で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第57条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事の設計又は施工をするために使用している下請負人、労働者等の工事の設計・施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第13条第2項若しくは第13条第4項の規定により受注者が措置を執った後又は第13条第4項若しくは第15条第6項の規定により発注者が措置を執った後、又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに第13条第2項若しくは第4項又は第15条第4項若しくは第6項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第58条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(契約の費用)

第59条 この契約書に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第61条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(個人情報の保護)

第62条 受注者は、本事業に関連して知り得た個人情報について、適切な管理を行うものとし、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項)

第 6 3 条 下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）による措置については、別紙 5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。

別紙1 定義集

この契約において使用する文言については、以下のとおり定義する。

1	工期	この契約書の頭書に定める設計期間、解体・建設期間及び工事監理期間のそれぞれ又はこれらの全体工期をいう。
2	工事目的物	要求水準書に定める工事の目的物（設備、備品等を含む。）をいう。
3	成果物	この契約に基づいて受注者から引き渡されることが要求水準書等に定められた情報、書類、データ及び図面等（完成図書、プログラム及びデータベースを含む。）をいう。工事の設計に係る未完成の成果物及び設計を行う上で得られた記録等を含むものとする。
4	プログラム	著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。
5	データベース	著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。
6	契約金	この契約書の頭書に定める契約金額及びその内訳に定める個別業務ごとの金額をいう。

別紙2 解体・建設費の額の変更方法

1. 解体・建設費の改定に関する基本的な考え方（初回改定）

解体・建設費については、この契約第30条に基づき、物価変動率を勘案して改定するものとし、その初回の改定方法については、令和8年1月（提案書提出時）の「建築費指数・工事原価―広島―構造物平均（RC）」（一般財団法人建設物価調査会ウェブサイト）を用い、建設工事の着工時期の同指数と比較して1.5パーセントを超える差が生じた場合、その生じた差分に応じて契約金の改定を行う。

建設業務の物価変動に基づく解体・建設費の改定は、次式によって表されるものとする。

物価変動率（※1）＝【建設工事着工日（※2※3）の属する月の建築費指数】÷【令和8年1月の建築費指数】－1

※1 物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※2 解体工事ではなく、建設工事着工日とする。解体費の変更は行わない。

物価変動率＞0.015 の場合

改定後の解体・建設費＝提案時の解体・建設費×（1＋（物価変動率）－0.015）

物価変動率＜－0.015 の場合

改定後の解体・建設費＝提案時の解体・建設費×（1＋（物価変動率）＋0.015）

2. 再度の改定

この契約第30条第4項の規定に基づき、再度、解体・建設費の改定を行う場合は、上記1において「令和8年1月（提案書提出時）」とあるのは「直前の契約金額の変更について基準とした日」と、「建設工事の着工時期」とあるのは「同日から12月を経過した日」として上記1の規定を適用する。

別紙3 設計・建設事業者が付保する保険

受注者は、下表に記載する保険に加入しなければならない。

下表以外の保険については、受注者の提案により、発注者と協議の上、決定するものとする。

保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
請負業者賠償責任保険	建設工事等の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等交差責任担保、管理財物担保	受注者	発注者、受注者、下請負人
建設工事保険 (火災等)	工事目的物の損害を担保（戦争・テロ・放射能リスクを除く。）	受注者	発注者、受注者、下請負人

（保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。）

別紙4 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約の履行が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、この契約を履行するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約を履行するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、この契約を履行するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8条 受注者は、この契約を履行するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 発注者と受注者は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加されるこの契約の規定による。

(関係機関への照会等)

第3条 発注者は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、受注者が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 受注者は、前項の規定により、発注者が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

(この契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置)

第4条 受注者は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者(この条において「下請事業者等」という。)が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る

不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 発注者、受注者及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。